

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	山ノ内町 205613
地域名 (地域内農業集落名)	西部地区 (本郷、宇木、横倉、前坂)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	423 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	367.45 ha
② 田の面積(現況)	36.46 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	375.94 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.25 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、りんご、ぶどう、もも等を栽培する果樹地帯であり、栽培に適した気候風土の恵まれているほか、灌漑施設が整備されているため、高品質な作物を生産している地域である。また、近年は、若手の農業者やITによる新規就農者を中心にぶどう栽培が盛んであり、改植も積極的に行われている。しかしながら、高齢化等に起因する貸借希望農地の流動化は、規模拡大予定の農家数の少なさもあり、何とかやり繕りしているのが現状である。さらに、当地区は中山間地域であり、山際から遊休農地化が進んでいることから、鳥獣害の増加が顕著となってきている。これらの現状を踏まえ、ITの受け入れ等の新たな担い手の確保、遊休農地の解消、有害鳥獣への対策など、当地区が高品質な農産物を持続的に生産するために取り組むべき課題は多岐にわたっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

温暖化等の気候変動の影響で果樹栽培が年々困難となる中、りんごやぶどう、もも等の栽培に有利な気候風土を生かし、優良な果樹産地として人(=担い手)や農地を維持し、活気ある農村であり続けることが当地区の将来像である。また、農地が空いてきていることを前向きに捉え、積極的に改植事業を行い、気候変動に対応した品目への転換、新品種の導入、省力栽培等を進めていく。それらにより、当地区の果樹産地としてのブランド力を向上させていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

標高差のある当地区の立地条件の良さを最大限引き出すため、標高による栽培作物のゾーニング(高標高地はりんご、中低標高地はぶどう、もも等)を意識して流動化を進める。また、中核となる担い手の経営方針に沿った農地の集積・集約化を進める。さらに、営農組合を中心に、特に優良立地にある農地の遊休化を防ぎ、新規参入者等、農地希望者が現れた際の農地確保に努める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	34 %	将来の目標とする集積率	60 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
基本的には、各経営体において中心となる農地からスピードスプレイヤーで10分程度で行ける範囲に集約化する。ただし、その経営方針によるところが大きい。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

貸借希望農地が出てきた場合には、従来通り隣接する扱い手に打診する。その際、当該農地が経営的に非効率な場合、周辺で栽培されている品目に留意しながら、標高によるゾーニングに従い、改植を促し、集約化する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

利用権設定されている農地について、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に農地中間管理機構を活用し集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

まずは、基盤整備がなされている農地を最大限に有効活用する。そのうえで、必要とする農地については検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

当地域の農地は素晴らしい風景に恵まれているため、観光農業を希望する経営体を受け入れる体制を行政とともに整えていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

経営基盤を強化するために、労働力確保は必須事項である。そのため、山ノ内マッチボックス等、行政やJAが行っているサービスを有効利用するよう促していくほか、地元に眠っている労働力の掘り起こしを行う。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	④畠地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①横倉地区では、R4から進めている冬でも効果のある恒久電気柵の延伸を急ぐ。と同時に随時メンテナンスを行う。宇木地区および前坂地区では、春から秋にかけての電気柵に加え、冬への対応策を検討する。

③省力化のため、活用可能な技術から積極的に導入していく。有害鳥獣のワナ猟に関しては、ICT活用により、見回り頻度が削減できるため、導入済である。そのほか、ドローンを活用した消雪剤散布や農薬散布など検討していく。

⑦当地区は中山間地域であるため、直接支払制度を有効活用し、農地の保全に努める。同時に、多面的機能支払交付金を有効活用し、地域の農業者が力を合わせて、農村環境の適正な維持を図る。

⑩当地区で灌水している水はユネスコエコパークの緩衝地域から流れくる水であり、農地は移行地域に属することに鑑み、その名に恥じないよう景観に意識する配慮を怠らないよう努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙のとおり

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。